

令和7年 第14回 福岡市東区選挙管理委員会

7月17日(木)

【 議 題 】

- 1 議案第68号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第69号 参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について
- 3 議案第70号 参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

< 次回日程 >

- | | | |
|--------|--------------|--------------------------------------|
| ・委員会 | 令和7年7月20日(日) | 午前10時～(30分程度) |
| ・投票所視察 | // | 委員会終了後～(15分程度)
(箱崎第二投票区・東区役所別館講堂) |
| ・開票所立会 | // | 午後8時45分～
(福岡市立照葉小中学校) |

議案第 68 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 抹消する者の数 3 人
内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 3 人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和 7 年 7 月 17 日

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	39 人	女	91 人
計	130 人		
(R7. 7. 17 委員会終了後)			

（根拠）

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 第 1 号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 69 号

参議院福岡県選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院福岡県選出議員選挙につき、東区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

第六十二条(開票立会人)

公職の候補者(略)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。(略)

2 前項の規定により届出のあつた者(略)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

3(省略)

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第 70 号

参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院比例代表選出議員選挙につき、東区開票区において参議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 7 月 17 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項

第六十二条(開票立会人)

公職の候補者(略)は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、市町村の選挙管理委員会に届け出ることができる。(略)

- 2 前項の規定により届出のあつた者(略)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会があくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。